

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する 特別部会(第2回(令和4年10月3日))における主な意見

1. 今後の特別部会等における議論について

- 教育の在り方やビジョンを示すだけにとどまらず、リソースも含めどのように実現・実装するかについても議論すべき。
- 義務教育と高等学校教育はつながっているので、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおける議論も見えるようにしておくべき。

2. 子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割

- 日本の義務教育は世界的に優れている点が多い一方、学校現場における自覚や誇りが弱い。ICT の活用がクローズアップされる中、改めて日本型学校教育の世界に誇れる「強み」と「弱み」を再整理することが必要。
- 子供は地域と共に成長するため、学びの多様性について議論する際は、子供と地域とを切り離さないよう留意することが必要。選択肢を増やすことは大事だが、同時に学校文化を自由闊達なものにしていくことが必要。

3. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の具体化について

- 「学習の個性化」の具体イメージ化を図ることが重要。日本の教師はもっと不親切になってよく、伴走者として、ときには生徒から離れたりしながら、これまでの授業スタイルにとらわれず、一人一台端末を用いた子供の主体的な学びを支援すべき。
- OECD の Student Agency の概念も参考に、学習者である子供を主語にした学びのリデザインについての議論も深めるべき。
- 優れた実践例の紹介にとどまらず、そうした実践が可能となる背景や要因、まだ実現に至っていない事項等を分析し、他自治体が実施に向けて参考となる横展開のポイントを示すことが不可欠。
- 自治体間格差や学校間格差が生じる要因をカテゴライズし、横展開のためのボトルネックの分析を行い、何らかの意図的な仕掛けを考えていくことが必要。
- 中学校における授業改善についても議論すべき。
- 学校施設が子供に与える影響は大きく、個別最適な学びのための校舎とはどういうものかについても議論する必要がある。

4. 多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成について

- ICT の活用によって、力のある教師の教室の風景は大きく変わっている。今私たちが求めている学びの学習規律というものは、伝統的な学力観の規律とは異なっているのではないか。先生方にそれを認識してもらえるようなメッセージ性も必要ではないか。

5. 学びにおけるオンラインの活用について

- 学校と学校外だけでなく、教室での学びにおいても、学習支援ソフトなどのツールが広く使用されていることを踏まえ、このような点についても更に検討すべき。
- 質の高い一定以上の教育を全ての地域の子供たちに届けるためのデジタルの活用といったときの教師の在り方について、踏み込んで考えていく必要があるのではないか。

(参考)

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する 特別部会(第1回(令和4年2月7日))における主な意見

1. 今後の特別部会等における議論について

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を何のために行うのか、それはどのような姿なのか、といったことがわかるような、目標や指標など、具体的に示すことが必要ではないか。
- 現在の教育制度の中に制度疲労を起こしている部分があるのであれば、それを積極的に変えていく必要がある。根本的なところから考える必要があるのではないか。
- 不登校及び長期欠席の子供たちが 29 万人いる現状や、コロナ禍によりオンラインの学びが普及した現状を踏まえ、学校とは何か、学校に行くことの意義を問い直すことが必要。

2. 誰一人取り残さない学びの実現について

- 子供たちが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、本当の意味で、子供たちに学びの楽しさが伝わったかどうか、ということを考えるべき。
- 学びがうまくいかないのであれば、子供の側に障害があるのではなく、カリキュラムの側に障害があるという基本認識に移行していく必要がある。

3. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の具体化について

- 全ての子供たちの学びを全面的に保障し、個別最適な学びを実現しようとするときには、ICTというのは圧倒的な力を持つ。
- 1人1台端末の整備は、教師が授業で一方向的に教えるというスタイルから、生徒が主体的・対話的に学び取るスタイルに変わっていく絶好の機会。
- 紙かデジタルかではなく、その子に合ったものを選べるという形にしていくということが個別最適につながる。

4. 学びにおけるオンラインの活用について

- 特に小規模校等における学校を超えた協働的な学びなど、オンラインの活用により大きな可能性が広がるのではないか。

5. 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障について

- 不登校児童生徒への支援は、今の建て付け、今の学習指導要領で十分にできる。県もギフトドや不登校の子供に対し、直接アプローチできるような体制が必要。

初等中等教育分科会（第134回(令和4年1月14日)及び第136回(令和4年7月25日))における主な意見

1. 今後の特別部会等における議論について

- 個別最適な学びと協働的な学びを考える際に、デジタル化は協働的な学びを支えるツールとしての意味も大きい。協働的な学びとは何か、についてのしっかりとした議論が必要。
- GIGA スクールの取組を通して、授業の在り方、児童生徒の自主学習の在り方などの変容がもたらされており、その実態を踏まえた検討が必要である。
- 子供視点を尊重することが必要。子供たちの視点からどのような教科書、教材、生徒指導が必要かの検討が求められるのではないかな。

2. 学校教育の在り方について

- 部活動の地域移行により、救うことが難しい子供が増える可能性がある。地域部活動に参加しない生徒にどのような場を提供できるのか、学校や地域社会の姿をどう描くのか検討が必要。
- これまで部活動が担ってきた教育的効果を本来の教育課程の中でどう担っていくのか、中学校教育の大きな変革が必要。

3. 不登校児童生徒への支援について

- 不登校の児童生徒に対しては、待っているだけでは解決しない場合が多く、アウトリーチやオンライン、リモートの学習の在り様というものを本格的に検討する必要がある。
- 不登校という事象だけ見るのではなく、その背景まで含めて把握する必要があるのではないかな。例えば、発達障害や学習障害、家庭の問題、いじめなどが考えられるし、いじめた側の背景も考える必要がある。文部行政と厚生行政の連携をとることも必要。
- 30日以上欠席した児童生徒は、小学校1年時から学校というシステムに違和感を覚えているのではないかな。個別最適な学びと協働的な学びが、社会構築に向け包容力のある多様な学びとなることが根本的な解決になるのではないかな。
- 地域留学といった環境を変える越境機会も、不登校児童生徒への多様な教育機会及び多様な進路機会の一つとして検討が必要ではないかな。